鳥労基協発第１２号

 　令和３年　３月　１日

　事　業　者　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　鳥取労働局登録教習機関

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（一社）鳥取県労働基準協会

令和３年度「小型移動式クレーン運転技能講習」（鳥労登教第４４号）の開催案内

　標記の技能講習を下記の日程により開催することとしましたので、受講されるようご案内します。

この講習を修了されますと、つり上げ荷重１トン以上５トン未満の小型移動式クレーンの運転の業務に就くことができます。（積載形トラッククレーン、トラッククレーン、ラフテレーンクレーン、油圧ショベルのクレーン等）　※天井クレーン、ホイストクレーンなどのクレーンの運転の業務には就くことができません。

記

１．受講定員 各会場とも**１００名**定員になり次第締め切ります。

　　　　　　　　　**③倉吉会場は定員となりましたので、募集を締め切ります。**

２．講習日及び会場

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ①鳥取 | 学　科 | 令和３年　５月２７日（木）２８日（金）の２日間 | （一社）鳥取県労働基準協会　２Ｆ（鳥取市若葉台南1-17） |
| 実　技 | ５月３１日（月）～６月１０日（木）のうち１日 | 同　　　上　　　駐車場 |
| ②米子 | 学　科 | 令和３年　６月１４日（月）１５日（火）の２日間 | 米子食品会館　大ホール（米子市旗ヶ崎2030） |
| 実　技 | ６月１７日（木）～２８日（月）のうち１日 | 鳥取西部農協米子果実選果場駐車場（米子市淀江町小波1788） |
| ③倉吉 | 学　科 | 令和３年　９月１６日（木）１７日（金）の２日間 | 県立倉吉体育文化会館　大研修室（倉吉市山根529-2） |
| 実　技 | ９月２１日（火）～１０月　２日（土）のうち１日 | 県立産業人材育成センター倉吉校校庭（倉吉市福庭町2-1） |
| ④米子 | 学　科 | 令和３年１１月　８日（月）　　　　　　　　９日（火）の２日間 | 米子食品会館　大ホール（米子市旗ヶ崎2030） |
| 実　技 | １１月１１日（木）～２２日（月）のうち１日 | 鳥取西部農協米子果実選果場駐車場（米子市淀江町小波1788） |

注）実技講習の各受講者の講習日は、学科講習当日に決定します。実技日程のご希望等ありましたら学科講習の前日までに当協会へ連絡してください。（定員に満たない場合は、実施しない実技日程もあります。）

３．講習日程

 学科　第１日　８：３０～　８：５０ 受付　　８：５０～９：００　事務局説明

 　 　９：００～１７：１５　小型移動式クレーンに関する知識(6h) ／ 関係法令(1h)

　　　　第２日　９：００～１７：１５　力学に関する知識(3h)（Ｄ区分免除）／原動機及び電気

に関する知識(3h)／学科修了試験(1h)

 実技　第３日　８：３０～１７：３０　小型移動式クレーンの運転(6h)合図(1h)／

（学科及び実技は休憩時間を含みます。）　　実技修了試験(1h)

４．受講資格区分ごとの講習時間及び受講料

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 資　　　格　　　区　　　分 | 免除科目 | 受 講 料（税込） |
| **Ａ** | 全科目受講者（下記のＢ・Ｄに該当しない者） | な　し | **２５，９０５円**（テキスト１，７０５円含） |
| **Ｂ** | ・５トン未満の揚貨装置の運転・５トン未満のクレーンの運転・１トン未満の移動式クレーンの運転・５トン未満のデリックの運転・１トン未満のクレーン等の玉掛け　のいずれかの業務に係る特別教育を修了した者であって、６ヶ月以上の当該業務に従事した者 | 実技合図１時間 | **２４，８０５円**（テキスト１，７０５円含） |
| **Ｄ** | ・クレーン・デリック運転士又は揚貨装置運転士免許を受けた者・床上操作式クレーン運転技能講習又は玉掛け技能講習を修了した者 | 学科力学３時間実技合図１時間 | **２２，６０５円**（テキスト１，７０５円含） |

５．受講申込み手続き

　（１）別紙「申込書」で申し込んでください。受講料は「銀行振込」か「現金書留」で支払い、当協会に郵送して下さい。なお「銀行振込」の場合は「振込依頼書」等の写しを申込書に添付してください。（ＡＴＭ等でも可）「現金書留」の場合は申込書と受講料を同封してください。

　「銀行振込」は下記の口座にお願いします。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 鳥取銀行鳥取支店 | 普　通 | №０２７３２２３ | （一社）鳥取県労働基準協会 |

　（２）受講免除資格の証明について

 ・Ｂ区分　　特別教育修了証の写及び事業主証明（従事期間記入）

　　　・Ｄ区分 免許証又は技能講習修了証の写及び事業主証明

　（３）写真（縦３．０㎝×横２．４㎝）が２枚必要になります。

申込書の右上の欄に糊付けしてください。

（修了証用の写真は、後ではがしますので軽く貼っておいてください。）

６．受講申込後の受講取消については、学科講習の１週間前までに申し出があった場合を除いて、受講料をお返ししませんので、ご注意下さい。

７．受講申込者には、講習日の１週間前に「受講票」を郵送いたしますので、受講当日は必ず「受講票」を持参し、講習１０分前までに受付をすませてください。

学科修了試験を実施しますから、筆記用具を忘れないようにしてください。

実技講習の会場、服装等については、学科当日に説明いたします。

８．「小型移動式クレーン運転技能講習」は人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）の対象講習です。詳細については、鳥取労働局職業安定課にお問い合わせください。

９．郵送先及びその他不明の点（締切、学科実技等）については、下記へお尋ね下さい。

　　　〒６８９－１１１２　鳥取市若葉台南１－１７　（一社）鳥取県労働基準協会

　　　Tel０８５７－５２－７３００　Fax０８５７－５２－７３１１